

託送供給等約款の変更認可申請

2021年3月10日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、託送供給等約款の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請は、国の審議会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

1. 主な変更内容

- (1) 損失率^{※1}の見直し
- (2) 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力確保費用の精算に関する規定の追加
- (3) 1需要場所複数引込み・複数需要場所1引込みの設定
- (4) 再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力^{※2}の取扱いの見直し

2. 実施日

2021年4月1日の実施を予定しています。

- ※1 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量(送電ロス)を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。
- ※2 自家発補給電力とは、接続送電サービス契約電力のうち、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます)により生じた不足電力の補給分をいいます。

以 上

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

託送供給等約款の変更内容（概要）

1. 損失率の見直し

損失率については、至近3年（2017年度から2019年度）の実績損失率の平均値に見直します。

【損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.7%	7.5%
高圧で供給する場合	3.3%	3.3%
特別高圧で供給する場合	1.5%	1.7%

2. 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力確保費用の精算に関する規定の追加

再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保に係る費用について、再生可能エネルギー固定価格買取制度における交付金により負担する仕組みを反映します。

3. 1 需要場所複数引込み・複数需要場所 1 引込みの設定

現行は「1 需要場所、1 引込み、1 契約」が原則ですが、災害による被害を防ぐための措置等に伴い必要な設備を新たに設置する際に、1 需要場所複数引込みや複数需要場所 1 引込みも可能となるように変更します。

4. 再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力の取扱いの見直し

再生可能エネルギーの出力制御の増加が見込まれるなかで、自家発電設備を有する需要家による需要創出を目的に、再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力の取扱いを追加します。具体的には、再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力の使用については基本料金を半額とします。

以 上